

銘文

平成13年6月8日

大阪教育大学教育学部附属池田小学校に暴漢が侵入し
8人の子どもたちの命が奪われ、多くの子どもたちが傷ついた。
我々は、このような出来事を二度と起きさせないことを誓い
子どもたちにとって学校が安全で安心できる場所となることを願い
この出来事を深く悲しむ人々とともに
祈りを込めてこのモニュメントを建立する。

大阪教育大学
大阪教育大学附属池田小学校
大阪教育大学附属池田小学校PTA



*On June 8th 2001
a man entered the campus of Ikeda Elementary School
attached to the Faculty of Education, Osaka Kyoiku University.
Eight children were killed
and many other children were injured by that man.
We hereby opt to erect this monument
together with people who lament this tragedy deeply
with the pledge that
such a tragedy will never happen again
and the school should be a secure and safe place for children.*

Osaka Kyoiku University
Ikeda Elementary School attached to Osaka Kyoiku University
Parent-Teacher Association, Ikeda Elementary School attached to Osaka Kyoiku University

この銘文は、「祈りと誓いの塔」と一对のものとして
附属池田小学校旧正門脇に建てられた銘文碑に刻まれている。

以下の事件の概要は、事件で亡くなった8児童のご遺族と文部科学省及び大阪教育大学並びに附属池田小学校の間で、平成15年6月8日に締結した合意書の別紙にまとめられたものである。

■附属池田小学校事件の概要

◆事件の概要

大阪教育大学教育学部附属池田小学校に出刃包丁をもった男1名（宅間 守被告人）が、平成13年6月8日（金）の2時間目の授業が終わりに近づいた午前10時過ぎころ、自動車専用門から校内に侵入し、校舎1階にある第2学年と第1学年の教室等において、児童や教員23名を殺傷した。平成13年9月14日大阪地方検察庁は、被告人を殺人、殺人未遂、建物侵入及び銃刀法違反で、大阪地方裁判所に起訴した。

【犠牲者】死 者 8名 [1年男子児童1名 2年女子児童7名]

負傷者 15名 [児童13名（男子5名 女子8名） 教員2名]

◆事件の経過

平成13年6月8日午前10時過ぎころ、犯人は自動車で附属池田小学校南側正門前に至ったが、同所の門が閉まっていたことから、そのまま通り過ぎ、同所から離れた自動車専用門に至り、開いていた同小学校専用門の前に自動車を止め、出刃包丁及び文化包丁の入った緑色ビニール袋を持って、同専用門から同小学校敷地内に立ち入った。

2年南組の担任教員は、体育館の横で、犯人とすれ違い軽く会話をしたが、犯人は会話を返さなかったので、保護者でもなく教職員でもないと思ったにもかかわらず、何らかの雰囲気を察して振り返るなど、犯人の行く先を確認せず、不審者という認識を抱けなかった。

犯人は、10時10分過ぎころ、2年南組テラス側出入口から担任教員不在の2年南組教室に入り、出刃包丁で5名の児童を突き刺し死に至らしめた。

犯人は2年南組の教室テラス側出入口からテラスに出て東に隣接する2年西組の教室に向かい、10時15分ころテラス側出入口から同教室に入った。

当時2年西組では児童全員前を向いて座り、担任教員は犯人の侵入方向に向いて教卓の席に着いていた。犯人は教室に侵入する際大きな物音をたてたが、2年西組の担任教員は気付かなかつた。犯人は侵入したと同時に、3名の児童を次々と突き刺し、うち1名を死に至らしめた。

犯人に気付いた、2年西組の担任教員は、悲鳴をあげ、校内放送を用いて誰かに知らせようとしたが、利用を停止した。その後、同教員は、犯人が児童に向かって包丁を突き刺すのを見たが、児童の避難誘導をせず、警察へ通報するため廊下側前のドアから出て事務室に向かって廊下を走った。

途中、同教員は、廊下で倒れて苦しんでいる児童（この2年南組児童は他の教員がかかわるまで約6分間放置の状態であり、その後死亡した。）を見たが、そのまま事務室に飛び込み、10時18分（警察より確認済み）、110番に通報した。

同教員は、事務室にて110番に通報した際、警察に事件の詳細を聞かれ、対応に時間がかかった（約8分間）。そのため、警察からの救急車の依頼が遅くなり、警察が、救急車を要請したのは、通報を始めてから5分後であった。

同教員不在の間に、犯人は逃げる児童を追い回し、教室内、出入口付近、廊下で5名の児童を突き刺し又は切り付け、うち1名の児童を死に至らしめた。

次いで、犯人は、2年西組教室後方廊下側出入口から廊下に出て、東隣にある2年東組に向かい、10時15分過ぎころ、2年東組廊下側出入口から教室に入り、児童2名を出刃包丁で突き刺し又は切り付けた。

犯人は、教室内で状況を見た2年東組の担任教員から椅子を持って追い掛けられたことから、テラス側出入口に向かって逃げたが、その途中で教室後方にいた児童1名と、さらに同出入口付近で別の児童1名を突き刺した。

犯人は、教室テラス側出入口からテラスに出たところ、通り掛かった1年南組の担任教員にタックルされ、取り押さえられそうになったことから、同教員を殺害しようと考え、出刃包丁で突き刺した。

その際、犯人は2年東組の担任教員から椅子を投げ付けられたものの、これを意に介さず、テラス上にいた児童を見付けて、その児童を西方向に追い掛け、10時20分ころ、犯人は、1年南組教室内に児童の姿を認め、同教室テラス側出入口から同教室に入った。

それまでの間、3名の教員が1年南組の横を通過したにもかかわらず、1年南組にいた児童に危険を知らせ、避難するように声かけできておらず、避難誘導が行われなかった。

犯人は、1年南組教室テラス側出入口から担任教員不在の1年南組教室に入り、出刃包丁で3名の児童を突き刺し又は切り付け、うち1名を死に至らしめた。さらに、別の児童1名を同教室テラス側前方に追い詰め出刃包丁で突き刺した際、駆けつけた2年南組の担任教員に背後から出刃包丁を持っている右腕をつかまれたが、同教員目掛けて出刃包丁で切り付け、引き続き、出刃包丁を左手に持ち替え、倒れている同児童を突き刺した。

犯人は、10時20分ころ、2年南組の担任教員及び副校長によって殺人未遂の現行犯人として逮捕され、間もなく、現場に到着した警察官に引き渡された。

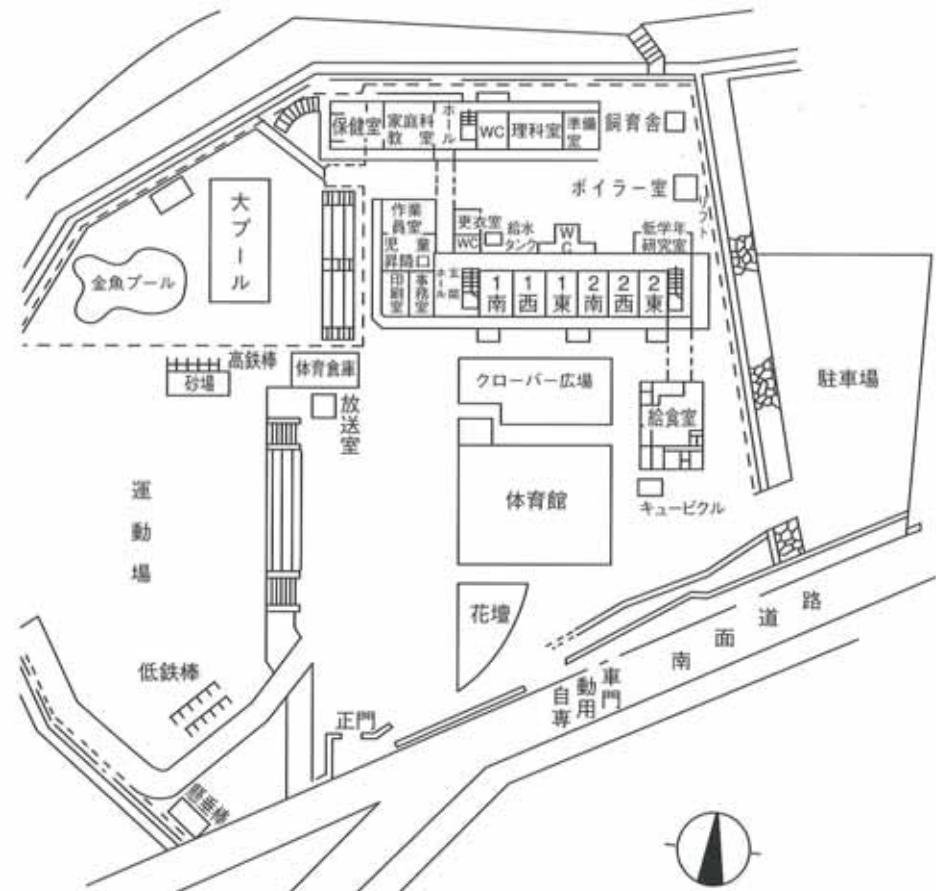
犯人を取り押さえてから犯人確保までの間、学校全体としての状況把握と組織的な対処行動ができなかった。死亡した8名の児童は即死ではなく、救命活動の遅れが死因に直結する失血死である。児童に対する組織的な避難誘導、救命活動、搬送処置が行えず、被害を最小限に止めることが出来なかった。

負傷児童の氏名、場所、人数、負傷の程度の確認など、学校全体としての状況把握ができず、救急車に付き添うよう申し出た教員もいたが、管理職や教務主任は、混乱の中で事件の全容をつかめず、20分前後も放置され既に致死的な状態になっている負傷児童の搬送に、ほとんどの教員が付き添うことができず、また、保護者への児童の搬送先病院の連絡が大きく遅れてしまった。

そのため、事件直後、ある死亡児童の保護者は早い段階で来校したにもかかわらず、学校内で負傷していた児童に会うことができず、自力で探し回った病院で既に死亡した我が子と対面することとなった。また、事件後において、学校からの説明や弔問が遅れ、教員の心ない表現、発言、行動が遺族の心を大きく傷つけた。

(注) 事件の経過については、『平成13年12月27日、宅間 守被告人の初公判における「冒頭陳述』(大阪地方検察庁作成)』、『平成13年11月8日付け、大阪教育大学教育学部附属池田小学校長作成「I. 学校の教育責任に関する反省点(事件後5ヶ月時点)」及び「II. 事件の経過および教職員の行動と課題」』からの引用又は要約したものである。

■附属池田小学校の校地・校舎の概要（事件当時）



1階 1・2年生教室配置図



■附属池田小学校事件合意書（平成15年6月8日締結）

前文

学校は、子どもたちが保護者から離れて学習する場であり、本来最も安全な場所でなければならぬ。「開かれた学校」の視点は重要であるが、それを意識するあまり「安全な学校」という大前提が薄ろにされることがあつてはならない。

平成11年12月の京都市立日野小学校で発生した児童刺殺事件後の平成12年1月において、文部科学省（当時の文部省）は、附属学校を置く国立大学長に対し、安全管理に関する通知を発出したが、その通知後においても、平成12年1月の和歌山県かつらぎ町立妙寺中学校における不審者の校内侵入による生徒殺人未遂事件などが発生していた中で、通知の内容を見直すことなく、また、附属学校を設置管理する文部科学省及び大阪教育大学では、各附属学校の安全措置の状況を把握したり、特段の財政措置を講じたりしていなかった。さらに、大阪教育大学教育学部附属池田小学校（以下、「附属池田小学校」という。）においては、先の通知に関して、教職員に対して一度口頭で伝えたにとどまり、それ以外の格別の対応をとつておらず、別紙の事件（以下、「本件事件」という。）当日においても、不審者に対して教職員の十分な対応がなされていなかった。

このような状況の下で、本件事件において、8人の幼い児童の尊い命が奪われたことは、痛恨の極みである。文部科学省及び大阪教育大学並びに附属池田小学校は、その責任を深く自覚する。

本合意書は、文部科学省及び大阪教育大学並びに附属池田小学校が、本件事件について真摯に謝罪し、今後二度とこのような事件が発生しないよう万全を期することを誓うとともに、その誓いの証として実効性のある安全対策を掲げ、もって亡児童に捧げるものである。

以上の趣旨において、文部科学省及び大阪教育大学並びに附属池田小学校は、御遺族との間で、以下の事項について合意した。

第1条 謝罪

1 文部科学省は、亡児童に謹んで哀悼の意を表すとともに、亡児童及び御遺族に対し、過去に同種の事件が発生していたにもかかわらず、適切な防止策を講じず、安全であるべきはずの学校で、何の罪もない8人の幼い児童の尊い命が奪われたことを、真摯に反省し、衷心より謝罪する。

2 大阪教育大学は、亡児童に謹んで哀悼の意を表すとともに、亡児童及び御遺族に対し、附属池田小学校の安全管理に十分な配慮をしなかったため、適切な防止策を講じず、また、緊急事態発生時の対応を教職員に徹底せず、安全であるべきはずの学校で、何の罪もない8人の幼い児童の尊い命が奪われたことを、真摯に反省し、衷心より謝罪する。

3 附属池田小学校は、亡児童に謹んで哀悼の意を表すとともに、亡児童及び御遺族に対し、学校安全についての危機意識の低さから、外部からの不審者を容易に侵入させてしまい殺傷行為の発生を未然に防止することができなかった、危機通報、救助要請、組織的情報伝達、避難誘導、救命活動、搬送措置が十分にはなされなかつたため、殺傷行為の継続を許してしまい、また結果発生を最小限に止めることができなかつた、それらの結果により、何の罪もない8人の幼い児童の尊い命が奪われたこと、及び、事件後の対応に不備があつたことを、真摯に反省し、衷心より謝罪する。

第2条 損害賠償

国は、本件事件において、附属池田小学校の安全管理が十分ではなかつたことについて、御遺族に対して損害賠償金の支払義務を認め、御遺族及び国は、本合意書に基づき、具体的な賠償金額を記載した合意条項を別途作成・締結するとともに、本件事件において、この合意条項に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。

第3条 再発防止策

1 文部科学省

御遺族の協力を受けながら、平成14年11月にハード面の防犯対策の報告書及び同年12月にソフト面の危機管理マニュアルを作成し、既に全国の学校の設置者及び各学校等に配布したところであり、これらのマニュアル等を全国の学校に普及させていくため、防犯や応急手当等についての訓練等を実施する「防犯教室」の開催を推進するとともに、学校施設の防犯対策に関する手引書の作成、学校の施設整備指針の改訂等を行う。また、「開かれた学校」の推進に当たっては、学校における子どもたちの安全確保が絶対条件であることについて、周知徹底を図っていく。さらに、各学校における安全管理の取り組みを定期的に調査し、その結果を公表するとともに、マニュアル等について、必要に応じて、外部の有識者の協力も受けながら見直しを図る。

そして、このような学校防犯を含む学校安全施策について、対症療法的な一時的対策にとどまらず、組織的、継続的に対応する。

2 大阪教育大学

全教職員の危機対応能力の向上を図るとともに、教員養成機関として、学校安全に関する実践的な教育・研究を充実し、適切な危機管理や危機対応を行える教員を養成する。

附属学校園における安全管理の状況について、定期的な実態調査を実施し、点検、見直し、改善を継続して行い、事件・事故の未然防止を図る。

また、平成15年4月に新設した「学校危機メンタルサポートセンター」において、学校の安全管理に資するための全国共同利用施設として、国内外の危機管理の取り組みや実際の学校危機事例等の調査研究、情報の収集・分析・発信を行う。同センターの機能をより実効性のあるものとするため、同センターの人的物的資源を充実して行く。

3 附属池田小学校

児童の学校生活上の安全保障を徹底するため、校務分掌として設置された学校安全部により不審者対応訓練を定期的に実施するなど、外部からの不審者を容易に侵入させることのないよう人的的措置を講じる。また、PTAと連携し、登下校時や放課後の安全確保についても努める。

さらに、学校単独での安全対策にとどまらず、警察、消防、池田市をはじめとする近隣の自治体と連携し、総合的な児童の安全対策の推進に努める。

文部科学省が作成したハード面の防犯対策の報告書、ソフト面の危機管理マニュアルをもとに本校独自の実効性のある危機管理マニュアルを作成、実施し、必要に応じ随時改訂を行う。

そして、毎月8日を「安全の日」と定め、上記危機管理マニュアルの内容が確実に実施されているかを責任を持って点検していく。

これらの安全管理への取り組みのほか、児童の学習活動への取り組みとして、道徳・総合的な学習の時間等において「命の大切さ」を感じ取る教育内容の研究をさらに推進し、個々の児童が安全な社会の担い手となる教育に努める。

本合意書は、「解説教育六法」（平成17年版、三省堂）資料欄 pp.1039-1040に収録されている。

■事件発生からの主な経過

平成13年 6月 8日 附属池田小学校事件発生

◆ 附属池田小学校関係

平成13年 8月27日 大阪教育大学池田分校跡地の仮設校舎で授業を再開
平成14年 2月28日 附属池田小学校が「祈りと誓いの集い」を開催
平成14年 6月 8日 附属池田小学校が「祈りと誓いの集い」を開催
平成15年 5月 附属池田小学校が報告書「祈りと誓い—附属池田小学校の取り組み(平成13・14年期)」を作成
平成16年 4月13日 改築・改修後の本校舎で授業を再開
平成16年 6月 8日 附属池田小学校が「祈りと誓いの集い」を開催
平成17年 6月 8日 附属池田小学校が「祈りと誓いの集い」を開催
平成18年 3月15日 事件後も学籍を残した8児童のうち7児童が附属池田小学校を卒業
平成18年 6月 8日 附属池田小学校が「祈りと誓いの集い」を開催
平成19年 3月15日 事件後も学籍を残した8児童のうち1児童が附属池田小学校を卒業
平成19年 6月 8日 附属池田小学校が「祈りと誓いの集い」を開催

◆ 大阪教育大学関係

平成13年 8月 8日 大阪教育大学が校舎改築検討委員会を設置
平成14年 2月16日 大阪教育大学・附属池田小学校が8児童の追悼式典を挙行
平成14年 3月25日 校舎改築検討委員会が報告書を作成
平成14年 5月13日 大阪教育大学が「学校安全の日」を制定
平成14年 6月 8日 大阪教育大学が「学校安全の日」事業(幹部研修会・懇親会)を実施
平成15年 4月 1日 全国共同利用施設「学校危機メンタルサポートセンター」を開設
平成15年 6月 8日 国・大阪教育大学・附属池田小学校が遺族と合意書を締結
平成15年12月 大阪教育大学が設置した国立大学附属学校における安全管理の在り方に関する調査研究会が「報告書」「国立大学附属学校における日常時の危機管理マニュアル(稿案)」「国立大学附属学校における緊急時の危機管理マニュアル(稿案)」を作成・公表
平成16年 6月 8日 附属池田小学校旧正門内側に「祈りと誓いの塔」を建立
大阪教育大学が「学校安全の日」事業(幹部研修会・懇親会)を実施
平成17年 5月 8日 大阪教育大学・附属池田小学校が負傷児童・保護者と合意書を締結
平成17年 6月 8日 大阪教育大学が「学校安全の日」事業(幹部研修会)を実施
平成18年 6月 8日 大阪教育大学が「学校安全の日」事業(強制的事件対策会)を実施
平成19年 6月 8日 大阪教育大学が「学校安全の日」事業(強制的事件対策会)を実施

◆ 文部科学省関係

平成13年11月 文部科学省が「『生きる力』をはぐく心学校での安全教育」を刊行

平成14年11月 文部科学省が「学校施設の防犯対策について」を刊行
平成15年 2月 文部科学省が「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」を刊行
平成15年 8月 文部科学省が「小学校施設整備指針」等を改訂
平成15年10月 文部科学省が「学校の安全管理に関する取組事例集」を刊行
文部科学省「学校施設の防犯対策に関する調査研究」報告書の公表
平成16年 9月 文部科学省が「学校施設の防犯対策事例集」を刊行
平成18年 2月 文部科学省が「学校における防犯教室等実践事例集」を刊行
平成18年 3月 文部科学省が「学校における防犯教室等実践事例集」を刊行

平成15年11月25日 文部科学省が「学校安全推進フォーラム」を開催
平成16年 1月20日 文部科学省が「学校安全緊急アピール—安心安全な学校へ—」を発表
平成16年11月 5日 文部科学省が「学校安全推進フォーラム」を開催
平成17年 3月31日 文部科学省が「学校安全のための方策の再点検等について一社・対応づくりのための連携プロジェクトチーム会議」を開催
平成17年11月 2日 文部科学省が「学校安全推進フォーラム」を開催
平成17年12月20日 犯罪から子供を守るためにの対策に関する関係省庁連絡会議が「犯罪から子どもを守るための対策」を発表
平成18年10月23日 文部科学省が「学校安全推進フォーラム」を開催

◆ 裁判関係

平成13年 9月14日 大阪地方検察庁が犯人(宅間 守)を殺人等で起訴
平成15年 8月28日 大阪地方裁判所が犯人に死刑の判決
平成16年 9月14日 犯人に死刑を執行

《 メモ 》